

土地や家屋の評価額など 縦覧と閲覧を行います

土地・家屋の価格等縦覧帳簿の縦覧と固定資産課税台帳の閲覧を行います。平成24年度は評価替えの基準年度です。土地・建物の評価額は4月中旬に発送する納税通知書に添付されている課税明細書でも確認できます。



問い合わせは
縦覧や閲覧、市長に対する異議申し立てについては 資産課税課 ☎898-6216
審査の申し出については 収納課 ☎898-5857

■価格等縦覧帳簿の縦覧と課税台帳の閲覧

土地の納税者は土地の、家屋の納税者は家屋の価格等縦覧帳簿をそれぞれ無料で縦覧できます。価格等縦覧帳簿の縦覧は、固定資産税の納税者が本人の土地・家屋と他の土地・家屋との評価額を比較し、評価額が適正か判断するための制度です。

課税台帳の閲覧は、納税義務者が固定資産課税台帳に登録された本人の土地・家屋などの資産を確認するためのものです。納税義務者などは次の期間中無料で閲覧することができます。また、借地・借家人もその対象資産に関する部分について、有料で閲覧が

できます。

日時 4月2日(月)～5月1日(火)の執務時間内

会場 市役所資産課税、大胡・宮城・粕川・富士見支所
対象 ①価格等縦覧帳簿の縦覧 納税者、納税者同一世帯の親族、納税管理人、納税者からの委任を受けた人(委任状が必要) など(課税台帳の閲覧) 納税義務者、納税義務者同一世帯の親族、納税管理人、納税義務者から委任を受けた人(委任状が必要)、借地・借家人(賃貸借契約書など、有償の権利関係を示す書類が必要) など
用意する物 ①運転免許証や納税通知書など本人を確認できる物

■標準宅地の価格の閲覧

標準宅地の位置、価格を記載した書面を、4月2日(月)から無料で閲覧できます。

■不服申し立てなど

固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、固定資産課税台帳に価格等の全てを登録した旨を公示した日(4月2日)から納税通知書を受け取った日の翌日から60日以内に、固定資産評価審査委員会に対して審査の申し出ができます。

また、納税通知書の記載事項(価格を除く)に不服のある場合は、納税通知書を受け取った日の翌日から60日以内に、市長に対して異議申し立てを行うことができます。

ふるさとキラキラフェスティバルで 寄せ植えや気球を体験しよう



問い合わせは 公園緑地課 ☎898-6842

4月14日(土)から5月13日(日)まで前橋公園緑の散策エリアをメイン会場に、市制施行120周年記念事業「花と緑のぐんまづくり2012 in 前橋」ふるさとキラキラフェスティバルを開催します。このフェスティバルで大花壇の飾花を行うボランティアや体験教室に参加する人を募集します。

■大花壇を作るボランティア

前橋公園の直径30mの大花壇に花を植えます。
日時 4月8日(日)午前9時～

■熱気球搭乗体験

日時 4月15日(日)・30日(月)・5月4日(金)・12日(土)、午前10時～午後1時
対象 ①どなたでも、各200人(抽選)
費用 ①1人500円(3歳未満を除く)

申し込み 各開催日の1カ月前までに往復ハガキ(1家族1通)で、氏名・住所・電話番号・希望日・人数を記入し、市役所公園緑地課へ

教室名	日時	会場	対象	費用
フラワーアレンジメント	4月21日(土)午前11時	臨江閣	一般、30人	1,000円
暮らしに役立つハーブ	①4月29日(日)午前10時30分 ②同午後1時30分	前橋公園管理センター	一般、各18人	各1,500円
押し花	①4月30日(月)午前10時30分 ②同午後1時30分			各1,000円
ハンギングバスケット	①5月4日(金)午前10時30分 ②同午後1時30分			各2,000円
親子でつくる寄せ植え	①5月5日(土)午前10時30分 ②同午後1時30分	前橋公園ビジターセンター	小学生とその保護者、各10組	1,500円
山野草の寄せ植え	5月12日(土)午後1時30分		一般、18人	

※各抽選。

彼岸に合わせて臨時バス

問い合わせは 嶺公園事務所 ☎269-3838

3月17日(土)から23日(金)まで、春の彼岸に合わせて「嶺公園行き」の臨時バスを運行します。下表のとおり、定期運行に加えて往復各4本を増発。料金はJR前橋駅北口から嶺公園まで、片道530円です。

り、定期運行に加えて往復各4本を増発。料金はJR前橋駅北口から嶺公園まで、片道530円です。

嶺公園臨時バス時刻表 (3月17日(土)～23日(金))													
行き先	停留所	通過予定時刻											
嶺公園	前橋駅	7:10	8:10	9:00	10:04	11:05	12:44	13:25	14:09	15:15	16:10	17:56	19:26
	坂下	7:12	8:12	9:02	10:06	11:07	12:46	13:27	14:11	15:17	16:12	17:58	19:28
	中央駅	7:13	8:13	9:03	10:07	11:08	12:47	13:28	14:12	15:18	16:13	17:59	19:29
	県民会館前	7:14	8:14	9:04	10:08	11:09	12:48	13:29	14:13	15:19	16:14	18:00	19:30
	附属小前	7:16	8:16	9:06	10:10	11:11	12:50	13:31	14:15	15:21	16:16	18:02	19:32
	若宮町十字路	7:17	8:17	9:07	10:11	11:12	12:51	13:32	14:16	15:22	16:17	18:03	19:33
	県営住宅前	7:20	8:20	9:10	10:14	11:15	12:54	13:35	14:19	15:25	16:20	18:06	19:36
	小神明三叉路	7:22	8:22	9:12	10:16	11:17	12:56	13:37	14:21	15:27	16:22	18:08	19:38
	勝沢十字路	7:24	8:24	9:14	10:18	11:19	12:58	13:39	14:23	15:29	16:24	18:10	19:40
	嶺公民館前	7:28	8:28	9:18	10:22	11:23	13:02	13:43	14:27	15:33	16:28	18:14	19:44
嶺公園管理事務所	7:31	8:31	9:21	10:25	11:26	13:05	13:46	14:30	15:36	16:31	18:17	19:47	
嶺公園	7:40	8:40	9:30	10:35	11:35	13:10	13:55	14:40	15:45	16:40	18:30	19:55	
JR前橋駅	嶺公園	7:15	8:10	9:20	10:00	11:05	12:00	13:20	14:05	15:00	15:55	16:50	18:40
	中央駅	7:39	8:29	9:39	10:19	11:24	12:19	13:39	14:24	15:19	16:14	17:09	18:59
	前橋駅	7:50	8:40	9:50	10:30	11:35	12:30	13:50	14:35	15:30	16:25	17:20	19:10

臨時バス

国保税の特別徴収を実施

問い合わせは 国民健康保険課 ☎898-6250

平成24年度も国民健康保険税の特別徴収(年金からの天引き)を行います。仮徴収税額は平成23年度の税額を基に算出します。

特別徴収対象者=次のすべてを満たす人。①世帯の国保加入者が全員65歳以上74歳未満②世帯主が国保加入者③世帯主の年金支給額が年額18万円以上④介護保険料との天引き合算額が年金支給額の2分の1を超えない
徴収月=下表のとおり

■納付方法の選択

特別徴収の対象者は普通徴収(口座振替による納付)も選べます。現在特別徴収されているか平成24年度から特別徴収される人で希望する人は、「国民健康保険税納付方法変更申出書」を市役所国民健康保険課か各支所へ提出してください。新規に口座振替を希望する人や口座の変更を希望する人は、別途金融機関への申し込みが必要です。

なお、納付書払いへの切り替えはできません。

国民健康保険税納期一覧						
対象者	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	来年2月
平成23年度特別徴収の人・昨年4月2日～10月1日に要件を満たした人	○	○	○	○	○	○
昨年10月2日～12月1日に要件を満たした人		○	○	○	○	○
昨年12月2日～ことし2月1日に要件を満たした人			○	○	○	○

※仮徴収税額=(現在特別徴収の人)2月に徴収した税額と同額。改めて仮徴収税額をお知らせすることはありません。(昨年4月2日～ことし2月1日に要件を満たした人)徴収開始月の月上旬に送付する「国民健康保険税特別徴収開始兼仮徴収額決定通知書」に記載